

生保の不正受給

罰則強化案了承

自民厚労部会

生活保護の不正受給防止策強化などを盛り込んだ生活保護法改正案と生活困窮者自立支援法案が10日、自民党の厚生労働部会で了承された。17日にも閣議決定され、国会に提出される見通しだ。

収入を申告せず生活保護費を受け取るなどの不正受給の罰則は現在、「3年以下の懲役または30万円以下の罰金」となっている。これを「100万円以下」に上げる。また発覚した不正受給の返還金に、ペナルテ

ィーとして4割まで上乘せができるようにする。

さらに資産調査については、日本年金機構や運輸支局などの行政機関に福祉事務所が受給者の情報を照会した際、それに対する回答を義務化。車の保有の有無や失業手当、国民年金の額などを把握しやすくする。

一方、生活保護に至る前の段階での早期支援策として、就職や住まいの確保などの相談を受け、自立計画を作る事業をつくる。自治体が必ず取り組む事業にして、費用の4分の3を国が負担する。生活が苦しい家庭の子どもへの学習支援などの事業は、費用の2分の1を国が補助する。